

平成31年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの新規利用について

問合せ:すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

利用案内及び申請用紙を11月1日(木)から配付します。利用希望の方は、利用要件等を確認し、申請してください。

保育所(園)・認定こども園

■利用要件/普段仕事をしているため、日中、家庭において保育ができない場合など

■利用案内の配布場所/すこやか子育て課、保育所(園)、認定こども園

■申請書類/①支給認定申請書及び利用希望申込書、②勤務証明書等

③平成30年1月2日以降転入の方は、市町村民税課税(非課税)証明書

■その他

・受付日に面接も行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。

・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。



学童クラブ

■利用要件/普段仕事をしているため、放課後、家庭において保育ができない場合など

■利用案内の配布場所/すこやか子育て課、学童クラブ

■対象児童/小学1年生から6年生まで ■申請書類/①申請書、②勤務証明書等

【保育所(園)・認定こども園及び学童クラブ 共通】

申請受付日時	申請場所
平成31年1月11日(金) 午前9時～午後2時	役場第二庁舎3階301会議室
平成31年1月12日(土) 午前9時～正午	

マイナンバーカード交付窓口等の停止について

問合せ:住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

平成30年11月22日(木)から25日(日)までの間、システム更新のため、マイナンバーカードの交付が行えません。この期間は、マイナンバーカードを使った転入・転出届、個人番号の付番、広域交付住民票の交付など、住民基本台帳ネットワークを介して行う業務が行えません。

また、システム更新の都合によりこの期間が前後する場合があります。システム停止期間が決まり次第、町ホームページでお知らせします。ご不便をおかけして申し訳ございません。

国民年金保険料納付者の社会保険料控除証明書について

問合せ:ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

(050から始まる電話からは) ☎ 03-6630-2525

住民ほけん課国保年金担当 ☎ 991-1870

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において納付額全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

これにより、次のとおり日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

▼平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方 → 平成30年11月上旬から中旬

▼平成30年10月2日から12月31日までに今年初めて国民年金保険料を納付された方 → 平成31年2月上旬

この証明書は年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。

また、年内に納付したが控除証明証が届かない方や紛失などにより再発行が必要な方は「ねんきん加入者ダイヤル」までご連絡ください。